

鳥取縣公報

告 示

◆鳥取縣規則第八十二号

鳥取縣主要食糧販賣業者及び米穀とう精業者登録手數料規則を次のように定める。

昭和二十五年十一月六日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣主要食糧販賣業者及び米穀とう精業者

第一條 知事は、食糧管理法第八條ノ二第二項による主

要食糧販賣業者登録（以下「販賣業者登録」という。）

及び食糧管理法施行令第五條ノ四による米穀とう精業

者登録を行つたときは、この規則により、手數料を徵收する。

第二條 手數料は、販賣業者登録手數料、及び米穀とう、

昭和二十五年十一月六日
外 月 曜 日
号

本書人 キサハ國定規格A五判

精業者登録手數料とし登録票を交付した者から、その交付と同時に徵收する。

第三條 前條の手數料の額は、次の通りとする。

一、販賣業者登録手數料

△ 卸販賣業者

五、〇〇〇円

▽ 小売販賣業者

五〇〇円

△ パン製造販賣業者

一、〇〇〇円

△ めん製造販賣業者

一、〇〇〇円

二、米穀とう精業者登録手數料

五〇〇円

第四條 徵收した手數料は、如何なる理由があつても還付しない。

第五條 詐偽その他不正の行為により、手數料の徵收を免れた者に対しては、二千円以下の過料に科する。

00527

鳥取縣公報 号 外 昭和二十五年十一月六日

(第三種郵便物認可)

二

この規則は、公布の日から施行し、昭和二十五年十月三十一日から、適用する。

選舉管理委員會告示

◆鳥取縣選舉管理委員會告示第六十九號

第十六回鳥取縣選舉管理委員會を次の通り招集する。

昭和二十五年十一月六日

鳥取縣選舉管理委員會委員長 上 根 政 幸

一日 時 昭和二十五年十一月十三日午後一時

二 場 所 鳥取縣庁

三 議 題 鳥取縣教育委員會委員選舉について

昭和二十五年十一月六日印刷
昭和二十五年十一月六日發行

鳥取縣公報

(昭和四年四月十五日
第三種郵便物認可)

發行者 鳥取縣鳥取市
印刷所 鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣印刷所